

① 牛肉

5県（岩手、宮城、福島、栃木、群馬）では、農家ごとに3か月に1回程度検査を実施。ただし、対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家については、12か月に1回程度検査。

② 乳

5県（岩手、宮城、福島、栃木、群馬）では、定期的に検査を実施。
ただし、適切な飼養管理が行われていることを確認し、原乳の出荷制限区域がなく、かつ、直近3年間の検査が全て基準値1/2以下である場合を除く。

農林水産省「農林水産現場における対応」、原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成29年3月24日）より作成

牛肉については、5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）で全戸検査を実施することとされています。

また、乳についても、定期的に検査が実施されています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成30年2月28日